○午前10時00分開議

○渡辺議長　ただいまから本日の会議を開きます。

○会議録署名人選定について

○渡辺議長　会議録署名議員をご指名申し上げます。

新　妻　さえ子　議員

須　貝　行　宏　議員

ご了承願います。

この際、ご報告いたします。

本日の会議につきましては、傍聴人より、録音、録画、写真撮影の申請が議長に提出されましたので、品川区議会傍聴規則第８条の規定により、これを許可いたしました。

○日　　程

○渡辺議長　これより日程に入ります。

本日の日程はお手元に配付の議事日程のとおりであります。

日程第１

一般質問

昨日に引き続き、一般質問を行います。

順次ご指名申し上げます。

せりざわ裕次郎議員。

〔せりざわ裕次郎議員登壇〕

○せりざわ裕次郎議員　品川区議会自民党・無所属の会を代表して一般質問を行います。

まず、防災について伺います。

首都直下型地震が30年以内に70％の確率で起きると発表されたのが2020年の１月。品川区でも、万が一ではなく、地震はいずれ来るという前提で様々な対策を支援してきました。特にこれまで提案してきたマンション防災については、この数年を見ても非常に多くの支援が行われ、地域からも感謝のお声をいただいております。今後の展開として、オフィス防災について力を入れていただきたいと考えます。

オフィスは、就業形態にもよりますが、フルタイム勤務だと、休憩を除いても８時間程度と１日の多くを職場で過ごし、住宅同様、もしくはそれ以上に防災対策が必要となります。品川区の災害対策基本条例にもオフィス防災について記載があるとおり、事業者による対策が努力義務となっております。しかしながら、区内企業に伺わせていただくと、一部の大企業を除き、ほとんどの事務所が防災対策が十分にされておらず、想定されている首都直下型地震において、オフィス内での被害はとても大きいものになると考えます。まず、区内企業における事業所内の防災対策の把握と評価について、ご見解をお聞かせください。

区内では、既に事業者向け防災ハンドブックとして、事業者に求める対応やオフィスに対する防災啓発を行ってきましたが、来年で本ハンドブックも作成から10年目を迎えます。記載の数字等も古く、東京都による首都直下型地震の被害想定が変わったこともあり、改訂を求めます。ご見解をお聞かせください。また、改訂に際しては、現在、地震・津波に対する災害の記載のみでありますが、地域防災計画にも記載がある富士山噴火による降灰対策や、武力攻撃・テロの際の対応など、考え得る様々な災害に

対して事業者が対策を取れるよう、記載内容の検討を進めていただきたいと思います。併せてご見解をお聞かせください。

加えて、オフィス家具については、効率性の観点から大きく重いものが多いため、住宅家具以上に転倒防止対策が必要になる一方で、なかなか対策が標準化しているとは考えられません。これまで区が、戸建てに対する防災対策、マンションに対しての防災対策など、それぞれ焦点を当てて啓発をしてきたように、オフィスに対しての防災の啓発をより強化していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。例えば、区が発行する産業ニュースや各団体と連携して、力強く啓発をしていただきたいと思います。ご見解をお聞かせください。

等しく生命を守り抜く観点から、個人だけでなく、法人についても、例えば家具転倒防止の補助など効果は大きいと考えますが、いかがでしょうか。来年度予算案では、企業と連携をしたオールしながわ防災プロジェクトをスタートする予定と発表がありました。例えば、本プロジェクトに協賛金を頂ける企業への一定の補助を行い、まさにオールしながわで住宅、事業所共に防災対策を進めていただく。もしくは既存事業では、しながわ防災学校の事業所コースを受講した企業への補助など、新たなオフィス防災への支援についてご見解をお聞かせください。

消防団の活動支援についても伺います。年始に起きた能登半島地震において、多くの消防団員が避難誘導、倒壊した家屋からの救助、道路の応急復旧や被災後の犯罪に対する防犯パトロールなど、多岐にわたり力を発揮しています。それを受け、総務大臣から、２月６日付で、全国の都道府県、区市町村に対して、消防団員のさらなる確保と住民への理解促進を求めています。消防団は、品川区に直接の所管権限はありませんが、災害時においては間違いなくまちのリーダーになる消防団に対して、踏み込んだ区の支援を求めて提案します。

昨年の決算特別委員会においても我が会派から質問させていただきました。区内には分団倉庫、いわゆる詰所を持たない分団がまだ複数あります。詰所は、団員が参集し、行動計画を練り、資機材を持って誘導や救助に出動し、また、報告・点検を行う重要な拠点であります。東京都も各団が詰所を保有できるよう検討は行われているものの、そもそも都有地の候補が少なく、長年にわたり品川区においても詰所のない分団が残されています。

また、既に詰所を持つ各分団についても、築年数がたち、多くの分団が建て替えを検討していく時期に入ります。既に東京都・消防庁と品川区が連携をしているのは理解をしていますが、より踏み込んだ支援をしていただき、例えば詰所がない分団については、求めるエリア、面積など条件を出していただく。また、改築についても、現在の旧第一日野小学校跡地のように各施設の仮移転先として使える場所の情報リストの提供などを進めていただきたいと思います。ご見解をお聞かせください。

ペット同行避難についても伺います。以前からペット同行避難については我が会派から提案を続け、現在では52分の34の避難所がペット同行避難に対する避難所運営マニュアルに記載がされたと伺っております。来年度は新たに同行避難に対するケージなど新規予算案が示されておりますが、さらに議論を加速され、全ての避難所においてペット同行避難を行動計画に落とし込めるよう求めます。

ペット同行避難については、各避難所の場所の課題、資材の課題というよりは地域の合意の課題が大きく、他の避難所、もしくは他の自治体の状況や事例を参考にすることで議論が進むと考えます。現状の課題と今後の進め方についてのご見解をお聞かせください。

現状、ペット同行避難についてはホームページ等で公開がされておらず、いざ地震が起きたときに、自分のエリアの避難所が受入れをしてくれるのかどうかが分かりません。全ての避難所の受入計画が整

ってからという考えもあるかと思いますが、現時点での状況をしっかり公開して、対象の避難所が受入れ困難な場合には、飼い主が前もって対策を進めていく必要があります。また、受入れができる場合にも、基本は飼い主の責任で食事・トイレ・ケージの用意を依頼するなど、災害の前に準備をしていただく必要があります。災害発生後、それぞれが大きなストレスを抱える中で、少しでも想定されるストレスを軽減されるため、ペット同行避難の現状の公開と飼い主への準備の啓発について、ご見解をお聞かせください。

防災備蓄について伺います。災害発生後、自助・共助・公助と進んでいく過程では、自助・共助の重要度は高く、特に食においては、各自の防災備蓄と日常におけるローリングストックの活用が不可欠になります。特に昨年からは従来の家庭の備蓄必要量が３日分から７日分に変更され、より多くの備蓄が必要となりました。まず、区内の家庭の備蓄の現状の把握と評価について、また、７日分になった変更点の周知啓発について伺います。

私が独自に聞いた限りでは、防災備蓄として３日分を蓄えている家庭は少ないものの、冷蔵庫やインスタント食品などを活用すれば、何とか３日ならやり過ごせるかなといった世帯が多く感じております。ただ、７日分となると、東京都のサイト「東京備蓄ナビ」で、例えば私の家庭、成人男女で２名、乳幼児が２名で計算すると、水だけで76リットル、２リットルのペットボトルに換算すれば38本を蓄えておく必要があり、現実的にはほとんどの家庭が困惑をすると思います。

当然サイトに掲載された備蓄品の数、種類共に全てをそろえるのが理想でありますが、現実的に優先順位をつけて、各家庭に限られたスペースに蓄えていただくというのがまず第一歩になると考えますが、いかがでしょうか。特に公助のタイミングで支給されるものはほとんどが大衆向けの品であり、アレルギー食品や乳児のミルク、ペットの食事など、ケアが必要な品は手が回らないことが想定されます。ある意味、いわゆる防災備蓄セットに入っておらず、だけど自分の家庭では必要だというものについては、最優先で各家庭が備蓄をしていただくなど強い啓発を求めます。ご見解をお聞かせください。

ＩＣＴ化によるスマートシティについて伺います。

これまでも各事業においてＩＣＴの活用を提案し、実現できたこともあれば、実現できなかったことも多数あります。一方で、テクノロジーの進歩は目まぐるしく、数年前に提案したときには難しかった施策も、今の時代ならできるということも少なくありません。ＩＣＴ化が進んだスマートシティでは、今までの行政サービスに大きな変革をもたらし、より迅速に、より簡単に、より的確な事業展開ができる時代になったと確信をしています。さらなるスマートシティ化を求めて、幾つか提案をいたします。

まず、地域交通についてです。令和６年度の予算では、これまで試験的に進めてきたコミュニティバスに加えて、新たにグリーンスローモビリティやオンデマンド交通の実証実験が発表されました。運転手不足が懸念される、いわゆる2024年問題に向けて大いに期待をしております。既に足立区でも現行のコミュニティバスの路線を続々と廃止することが発表されており、品川区でも、先を見据えた事業のモデル実施が求められます。

現時点でグリス・デマンド交通共に地区や運用方法は未定。約１か月程度１地区のみの実験と聞いておりますが、まずやってみようという区の姿勢は大変に歓迎をしております。一度の実験で終わらず、一部の地域で終わらず、トライ・アンド・エラーを繰り返し運用することで、公共交通として最適化が図られると考えます。今後の展開についてご見解をお聞かせください。

また、国では、本年４月からライドシェアが条件つきで解禁され、６月には最終的な結論が出される予定と、交通機関の取り巻く環境も大きく変化しようとしています。また、交通ＭａａＳなど技術の進

展を活用したさらなる利便性の向上が期待されています。今後の規制緩和等の動向を注視しながら、現在の福祉タクシーや陣痛タクシーなどを含めて、必要な方に対して、様々な手段、方法で移動支援を進めていただきたいと考えますが、ご所見をお聞かせください。

買物の支援についても伺います。これまで、会派から区内の買物でお困りの方への支援について様々提案を行ってきました。コロナ禍においては、ステイホームの合い言葉の下でスーパーへ行けない方が続出し、区内の不動前駅通り商店街では、商店街が仲介役となって自宅に商品をお届けする「おうち宅配便」が実施され、大変好評だったことを思い出されます。

コロナ禍に限らず、区内には高齢化や近隣店舗の閉鎖など様々な原因により、買物に悩みを持つ世帯のニーズが潜在しており、商店街と連携した新たな買物支援の制度の創設を求めます。目黒区では、昨年12月から区内の商店街連合会と大手デリバリー会社が、東京都の補助金を活用し、食事・食材・日用品・医薬品など、様々な物品の宅配を行ってきました。これにより、高齢者に限らず、例えば子育て世帯でも買物の時間が減って育児に時間を使えるようになったなど、多くの区民が利用されていると伺っております。買物支援をスーパーなど売場までの移動支援に限定せずにぜひ本区でも実施し、検証をしていただきたいと思います。ご見解をお聞かせください。

あわせて、デジタルデバイドについても伺います。先ほど述べてきたとおり、交通手段や買物、その他各区民サービスについても、昨今のＩＣＴ化により大変に便利になってきました。今ではスマートフォン一つで多くのサービスを受けることができます。その一方で、スマートフォン等を持たない方が区にもまだまだいらっしゃること、もしくは、スマートフォンを持っていても、スキルや理解に個人差があることで、本来受け得る恩恵を受け切ることができない。デジタルデバイドとも呼ばれますが、この情報格差を解消し、区民全体が各サービスを等しく受けられる状態でなければ、真のスマートシティは実現できません。

区は、これまでも高齢者の方を中心とした「はじめてのスマホ体験教室・スマホよろず相談」としてスマホ教室を行っており、多くの方が参加をされてきました。このスマホ教室は５か所での実施をしてきましたが、さらに地域を拡大し、また内容も、例えばタクシーの呼び方、デリバリーの使い方など、新しい事業についても例示をして啓発をいただきたいと思います。スマホ教室の拡充についてもご見解をお聞かせください。

また、昨今、スマホを持たない方に対して、スマホレンタルを自治体が行うというケースも増えてきました。当然スマホの通信料など自治体のコストも考える必要がありますが、自治体にとっては、デジタルデバイドを解消することがスマートシティ化につながり、将来のコスト減も視野に入れた行政事務の効率化を図ると、一部の自治体で発表がなされています。

使い方も分からないし、特段必要ないという方に対して、一定期間まずはお試しで使ってみていただくことで、スマホを通じた行政サービスへのアクセスはもちろん、先ほど述べた移動、買物への活用、何より他者とのつながりの強化による幸福度の向上が図られます。スマホを持たない方に対する行政のＩＣＴ化へのアプローチとスマホレンタルについてのご見解をお聞かせください。

地域産業支援についても伺います。

まず、価格転嫁について伺います。長引く感染症による影響は各業界に大きな打撃を与え、ようやく光が見えてきたタイミングで海外での紛争等による影響で急激な価格高騰、大変に苦しい経済状況が続いています。特に物価高騰については、大手企業が価格転嫁を容易に進める一方で、多くの中小零細企業、個人事業主は、取引先や消費者に対して適正価格の調整が進められずにいます。特に地域に根差し

た商店では、常連客が同様に物価高騰で苦しむ中、値上げをしていいのだろうかという葛藤や、Ｂ　ｔｏ　Ｂにおいても、いわゆる下請会社は値上げを要求することで契約を切られてしまうのではないかという不安は消えず、利益の減少もしくは赤字の決算が続き、最悪の場合、経営破綻につながりかねません。

物価高騰という大きな荒波に、各支援制度を活用しながら適正価格を割り出し、適正に価格に乗せていくのは、事業を営む中でスキルと労力を求められ、個人店舗ではなかなか手が回りません。区内の中小企業診断士等を活用し、物価高騰対策、価格転嫁のアドバイスに焦点を当てたサポートを望みますが、ご見解をお聞かせください。

賃上げの支援についても伺います。区内経済を循環させるには、事業主、従業員の給料を上げていく、いわゆる賃上げが必要不可欠です。一方で、先ほど述べたように、物価高騰や先行きの見えない景気の中で、固定経費の大きなウエートを占める人件費を上げるのは、経営者として非常に悩ましいのが現実です。区内の産業の賃上げを進めるためにも、経営全体の評価と適切なアドバイスが必要かと考えます。経営相談についてご見解をお聞かせください。

例えば、コロナ禍においては、テレワーク導入の助成金に対して、社労士の就業規則の見直しなどをセットにすることで、区内企業における就業規則策定も含めて効果がありました。助成金や融資あっせんと連携をして価格転嫁や賃上げのアドバイスをしていく、そういった施策についてのご見解もお聞かせください。

デジタル商品券についても伺います。これまで区は、プレミアム付商品券によって、区民の支援ならびに区内産業の支援を進めてきました。毎年ニーズに合わせて、発行部数、プレミアム率に柔軟に対応して、大変に好評な事業だったと認識をしております。ただ、時代の変化は大きくキャッシュレスに傾いており、行政サービスのほとんどが今では交通系やＱＲ対応など、財布を出して支払うという感覚がほとんどなくなってきています。

商品券のデジタル化については、これまでも我が会派から要望させていただきましたが、そもそも事業主体が商店街連合会であること、また、商店街の加盟店がキャッシュレスの対応に課題があることなど伺っております。課題はもちろんありますが、従来の紙を廃止して一律でデジタル化とせずに、申請者も、そして店舗も紙かデジタルかを希望制にすることで、議論を加速していただきたいと思います。また、しっかりと予算を取って、商店街と密に連携をした中でこの議論を進めていただきたいと思います。ご見解をお聞かせください。

妊娠・出産の支援体制について伺います。

品川区では子育て支援に力を入れており、様々な施策が評価をされ、子育て世代でにぎわいのある自治体となっております。一方で、日本全体に目を向けると、少子高齢化のスピードは目まぐるしく、日本を支え、持続可能な国家をつくる意味でも、首都東京がこれまで以上に少子化対策を進めていく必要があると考えます。

少子化の原因は複数ありますが、大きな１つが、妊娠・出産における女性のキャリアの課題です。かつての日本と比べて女性の活躍は非常に進んできた中で、女性にとっては、妊娠・出産によって、これまでのキャリア形成に変化が懸念をされます。妊娠・出産、そして切れ目なく育児が始まる。これまで考えてきたキャリアプランを進むか、それともキャリアを諦めて子どもを育てるかといった二者択一は、女性活躍の観点からも改善をしていくべきだと考えます。

妊娠・出産によって女性のキャリアを停滞もしくは後退させるのではなく、品川区においては、妊

娠・出産を経験した女性のキャリアがより昇華をして、また新たなキャリアを歩める。仕事も、妊娠・出産・育児もそれぞれ大変なことばかりですが、ビジネスを通じて輝く女性の支援を求めます。

妊娠期の10か月は女性にとって不安が山積みです。無事に産まれるだろうか、産まれた後は何が必要なのだろうかという、子どもの不安と同時に、これから私はどうなるんだろうという感じたことのない不安、妊娠・出産に対するお知らせやセミナーの情報は多数いただくものの、お母さんのキャリアに焦点を当てた支援の手が届くことはほとんどありません。

妊娠すると、食事、睡眠、生活リズムや家計簿まで、ほぼ全て生まれてくる子どもを中心に考えていきます。そんな中で、たまにはお母さんが自分自身のことを考え抜ける時間があってもいいと思います。そして、その時間に悩みに手を差し伸べられる自治体でありたいとも思います。例えば、妊娠期に限定したオンラインキャリアコンサルの実施などはいかがでしょうか。

妊娠期、出産後ともにお母さんの不安が子どもに伝わるとも言われております。子どもたちの健やかな成長のためには、お母さんの不安を少しでも早く、多く取り除くことが必要となります。妊婦健診の待ち時間など機会を捉えて事業周知を図りながら、妊娠・出産というタイミングをいいチャンスにして、子どもがきっかけで私のキャリアは成長した、諦めていた夢を実現できたというお母さんたちが増えるように支援を求めます。ご見解をお聞かせください。

また、キャリアコンサルだけでなく、新しい選択肢を提示することも、女性のキャリア育成に大きな効果が期待されます。出産後は、男女ともに復職したとしても、これまでの働き方がそのままできるわけではなく、保育園の送り迎え、お風呂や寝かしつけなど、１日における育児の時間が最優先になるため、柔軟な働き方が求められます。

昨今普及してきた副業やスモールビジネスでの起業は、こうした育児中の方に対して非常に親和性が高く、お勧めしたい一方で、これまで会社員として働いてきた方からすると、起業のハードルは高く、そもそもキャリアデザインの選択肢に入っていないケースがほとんどです。例えば、さきに提案したキャリアコンサルと連動しながら、産後ケアとセットにした副業・スモールビジネス企業の支援の情報提供や、妊娠期もしくは未就学児を育てる家庭に限定した創業支援の実施を求めます。ご見解をお聞かせください。

あわせて、環境整備についても伺います。キャリアコンサルを経て創業したとしても、働く場所の課題があります。オンライン創業したとしても、オフィスを持たないことはスモールビジネスの利点ですが、とはいえ、実務をどこかでしていく必要があります。我が家で１人でとなると、どうしても目の前に無限にある家事や育児を優先し、せっかく創業したものの、結局何もできなかったとなりかねません。

森澤区長も、かつて都議会に当選され、初めての一般質問の際に東京都が認定した託児付きコワーキングスペースについて触れ、その場所を知ってフリーランスになった方、起業を考えているお母さんなどの事例と併せて、品川区でも要望があったことをご紹介されております。私も、託児付きコワーキングスペースというのは、非常にニーズがあると考えております。

スモールビジネスでの創業は、育休中や専業主婦のママ、パパがほとんどになりますが、育休中もしくは専業主婦の場合には、保育園に入れず、子どもを預けられず、そして常に子どもと同じ空間にいるケースが多くあります。品川区では、これまでも女性や若者の創業支援に力を入れてきましたが、ビジネスプランや融資に対する支援に加えて、時代に合わせた働き方、環境の支援を求めます。

託児付きコワーキングスペースの創設が理想ではありますが、託児まで行かなくても仕事ができるスペースと、子どもが短い時間遊べるスペースが併設となって、子ども同士、そして起業家同士が交流で

きる、そんなスペースがあるだけで十分だと思います。子どもから少しだけ目を離して、コーヒーを飲んでほっと一息つきながら、新しい仕事に、そして夢に挑戦できる、そんな施設を品川区で新設することを求めます。ご見解をお聞かせください。

以上で私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔森澤区長登壇〕

○森澤区長　せりざわ裕次郎議員の一般質問にお答えします。

私からは、ＩＣＴ化によるスマートシティのうち、地域交通に関するご質問にお答えします。

初めに、ＡＩオンデマンド交通等の新たな交通手段は、きめ細やかな交通ネットワークの実現と区民の利便性向上を図るために重要な取組であると認識しています。実証実験では、利用者アンケートによる分析や、新交通のそれぞれの利点や特徴なども踏まえながら、導入に向けた検討をしていきたいと考えております。

次に、ＩＣＴによる様々な移動支援についてですが、利用者一人ひとりの移動ニーズに対応し、目的地までの乗車経路の最適化や予約、決済等の一括化など、次世代の移動サービスとして注目されています。区としましては、実証実験や技術革新の動向等を見据えながら検討をしてまいります。

〔滝澤災害対策担当部長登壇〕

○滝澤災害対策担当部長　私からは、防災についてお答えをします。

初めに、オフィス防災についてです。区では、区内事業者向けにしながわ防災学校事業所コースを実施しており、参加者からご意見をお聞きすることや、東京商工会議所が行っている都内会員企業へのアンケートにより、事業所内の防災対策の傾向の把握に努めているところです。評価についてですが、各事業者とも防災に関する必要性は認識しているものの、さらなる取組が必要であると考えております。

また、事業者向け防災ハンドブックについては、ご指摘のとおり、作成から時間が経過していることから、その改訂を含め検討をしてまいります。改訂の際には、地域防災計画や国民保護計画に沿った内容にするとともに、区の広報媒体も活用し、様々な団体などと連携して普及啓発をしてまいります。

また、事業所におけるオフィス機器や書棚などの固定は、従業員や顧客の安全を確保する上で重要であると考えておりますが、これらの取組は、一義的には事業者としての責務であると考えております。

次に、消防団の分団詰所の用地確保についてです。分団詰所は、団員が集結・待機し、必要な資機材を保管するなどのため、分団にとって重要な活動拠点であることは認識をしております。東京消防庁では、特別区消防団の事務を担当する消防団課により、積極的に詰所の土地取得が行われておりますが、区内17分団のうち、分団の近傍に適切な物件を見つけることのできない荏原消防団の２つの分団が、現在詰所を保有していない状況です。引き続き、分団の要望を踏まえた事務所のエリアや条件、必要に応じて詰所の建て替え時期や移転要領など、具体的な情報を提供できるよう連携に努めてまいります。

次に、ペット防災についてですが、現状の課題は、ペットを飼っていない方や動物が苦手な方の不安感を払拭することだと認識をしております。今後は、地域の皆様のご理解を得るために、品川獣医師会からの意見や他自治体の好事例などを参考に議論を行い、令和６年度末までに全ての区民避難所でペットを受け入れることができるよう、体制整備に努めてまいります。

また、ペット同行避難の現状公開についてですが、ペット同行避難が可能な区民避難所につきましては、順次ホームページで公開をしてまいります。また、飼い主への啓発ですが、区ではチラシを作成し、平常時からペット同行避難のための準備をしておくことの必要性について理解を求めております。災害に備えたペット用備蓄品などについては、獣医師や専門家などとも連携しながら啓発方法を工夫し、理

解と協力を求めてまいります。

次に、家庭における防災備蓄についてですが、品川区世論調査では、防災用品を備蓄していると回答された方は61.4％にとどまっています。さらに、被災者のニーズを踏まえた物資が届くには、発災後おおむね１週間程度を要することから、在宅避難を想定して１週間分の物資の備蓄を啓発することとしました。家庭での備蓄に際しては、保管スペースの確保に課題があることから、特に入手が困難であり、生命に関わるような物資など、生活をする上で必要不可欠な物資を優先的に備蓄することが、在宅避難の継続に重要であると考えております。今後は、家庭における防災備蓄の必要性と備蓄する際の留意点について分かりやすく整理をして、様々な場面で周知啓発を行ってまいります。

〔久保田企画部長登壇〕

○久保田企画部長　私からは、ＩＣＴ化と情報格差のご質問のうち、買物支援とデジタルデバイド対策についてお答えいたします。

初めに、買物支援についてです。不動前駅通り商店街では、コロナ禍の令和２年度のみ自宅に食事や日用品などを配達する事業を実施しており、目黒区の商店街でも昨年12月から本年１月まで同様の配達サービスが実施されておりました。これらは、新たな買物支援策となる一方で、東京都補助金が単年度の新規事業のみを対象としているため、収益性や継続性が課題であると認識しております。このため、民間配達サービスや商店街の動向などを踏まえつつ、持続可能な買物支援について研究してまいります。

次に、デジタルデバイド対策についてお答えします。まず、スマホ教室の拡充については、来年度「はじめてのスマホ体験教室・スマホよろず相談」において、基本操作などを学ぶ既存の講座を１か所増やすとともに、アプリを活用する講座を新たに取り入れる予定です。アプリを活用したサービスについては、教室での周知のほか、よろず相談において、区民のニーズに寄り添った対応ができるものと考えております。

区は、「はじめてのスマホ体験教室」の受講期間中、スマホを持たない参加者向けにスマホの無償レンタルを行ってきました。区としましては、これらの効果を検証するとともに、スマホの普及状況、無償レンタルの在り方等も勘案しながら、引き続きスマホを持たない方へのＩＣＴ化のアプローチについて検討してまいります。

〔川島地域振興部長登壇〕

○川島地域振興部長　私からは、地域産業の振興および妊娠・出産の支援についてお答えいたします。

物価高騰が長期化する中、原材料高や人件費増加を販売価格にスムーズに転嫁できない区内企業などに対しては、中小企業診断士の資格を有する商工相談員が経営相談を行うとともに、融資あっせん制度の活用による資金繰り支援などを実施しております。また、物価高騰に合わせた賃上げへの対応についても、収益改善を通じて各企業の賃上げが円滑に進むよう、個別の経営状況や事業計画を踏まえた専門的アドバイスに加え、国や都の支援制度も含めた助成金・補助金の活用などを促しております。今後とも、必要な価格転嫁や賃上げに向けた支援を実施してまいります。

次に、デジタル商品券についてです。現金を持たずに気軽に商品が購入でき、売上げなどのデータ管理も容易となるメリットがある一方で、店舗側の換金・手数料負担などや、デジタル化対応が困難な方への配慮といった課題があります。こうした課題を解決するため、デジタル化の円滑な導入に向けた検討経費を確保しつつ、紙の商品券との併存による対応なども含めて、商店街連合会と具体的な協議を進めてまいります。

次に、妊娠・出産の支援についてお答えいたします。

まず、妊娠・出産中のキャリアコンサルについてです。区では、就職・転職活動や、子育て世代の再就職などに関する就業支援を幅広く進めており、個別相談やセミナーを定期的に実施しております。年齢や性別を問わず、妊娠中でもオンラインで相談利用やセミナー参加が可能となっており、引き続き女性のキャリア形成支援を進めてまいります。

次に、妊娠期や未就学児を育てている方への起業支援についてです。区では、武蔵小山創業支援センターの専門スタッフが女性に特化した創業支援を実施しており、副業やスモールビジネス起業に関する内容も含めた情報提供や経営相談などを受けることが可能となっております。

最後に、託児付きコワーキングスペースについてです。武蔵小山創業支援センターでは、利用者がコワーキングスペースにベビーカーや未就学児と一緒に入室することができるほか、起業スクールの受講生のうち、希望者は別室で未就学児を対象とする託児サービスを受けることが可能となっております。区では、引き続き未就学児を育てる方にとっても利用しやすい創業支援施設の運営と支援を進めてまいります。

○せりざわ裕次郎議員　それぞれありがとうございました。自席から再質問をさせていただきます。

防災備蓄についてですが、大体61％ほど備蓄があるというお話がありました。恐らくこれは３日分の備蓄があるという仮定ではなくて、何かしら備蓄をされている方の数字なんだろうと思います。そうすると、まだまだやはり現状把握というのがしっかり必要なのかなと思いますので、３日分ある方、もしくは７日分の用意がある方というのを把握していただいて、必要な防災備蓄についてはしっかりとプッシュ配信というか、さらに啓発を進めていただきたいと思いますので、現状でもしその61％の数字が私の認識と違うのであれば、またそれもご回答いただければと思います。

あとあわせて、最後のコワーキングスペースのところで先ほど武蔵小山のお話をいただきましたが、あれは私の認識だと、ベビーカーが一緒に入れるというのは、本当にそれもうれしいことなんですが、机と椅子が置いてある、そこにベビーカーがただ入れるという話であって、ほかの喫茶店と同じような状況なのかなと思います。私がお話をしているのは、子どもを１回置いておいて、自分の仕事に一瞬でも集中できるような環境をつくりませんかということで質問させていただきましたので、それのご検討というのをぜひ進めていただきたいと思います。

以上、２点です。お願いします。

〔滝澤災害対策担当部長登壇〕

○滝澤災害対策担当部長　私からは、防災のうち、備蓄についての再質問にお答えをしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、61％については何かしら備蓄をしているという人数でございまして、区は、今後必要とする７日分については定かな数を掌握しているものではございません。引き続き区の現状把握をしっかり行うとともに、先ほど申し述べましたけれども、家庭における防災備蓄の必要性、備蓄する際の留意点をしっかりと分かりやすくまとめていきたいというふうに思います。非常に地震につきましては今各地区で起こっておりますけれども、特に関東は地震が多いという地区でございますので、その辺も強調しながら、備蓄の必要性を訴えていきたいと思います。

〔川島地域振興部長登壇〕

○川島地域振興部長　私からは、せりざわ議員の妊娠・出産支援についてに関する再質問にお答えいたします。

創業支援センターで行っておりますサービスにつきまして、今ご提案いただきましたような託児付きのコワーキングスペースの創設等のご提案でございますが、今後、妊産婦に特化した創業支援メニュー

につきましては、ニーズですとか、効果的な手法などを研究してまいりたいと思います。

○渡辺議長　以上でせりざわ裕次郎議員の質問を終わります。

次に、やなぎさわ聡議員。

〔やなぎさわ聡議員登壇〕

○やなぎさわ聡議員　れいわ新選組・品川区議会議員のやなぎさわ聡です。品川区民を代表して、人生初の一般質問をさせていただきます。

区長が大切にされている言葉、「ウェルビーイング」、日本語で「心身ともに満たされた状態」、「継続した幸せ」と訳されるそうです。私も、ウェルビーイング、つまり、区民の幸せについて本気を出して考えてみました。区長と私の考えるウェルビーイングを重ね合わせたいと考えておりますので、より多くのご答弁を区長からいただけたらと思います。

初めに、介護職員だった私が区議を目指すきっかけとなった介護についてです。

日本では、家族の介護のために仕事を辞める、いわゆる介護離職者が毎年10万人おられます。また、仕事をしながら家族の介護をするビジネスケアラーは、経産省の試算で2030年には何と318万人に上るとされ、介護離職やビジネスケアラーによる経済損失は約９兆円と見込まれています。私自身も、介護職員としてデイサービスで13年働いている間、多くのビジネスケアラーをこの目で見てきました。この暗い未来予想は、さらに厳しさを増すとされております。

昨年秋の厚労省の発表によると、2022年の介護業界は離職者が入職者を上回り、介護保険制度創設23年目にして初めて離職超過となりました。他業種で賃上げが広がり、よりよい待遇を求めて転職する人が増えたことが要因とされています。先ほどのビジネスケアラーの試算は、毎年介護職員が増えることを前提としているものであり、増えるどころか減ってしまっては、介護職員不足でビジネスケアラーはさらに増加し、経済損失も拡大します。

この状況に対応すべく、国は、４月の介護報酬の改定時に、介護事業者に支払う料金、つまり介護報酬の単価を引き上げました。しかし、全体でたったの1.59％の値上げです。物価高で経営が厳しさを増している中で、たった1.59％は、国の危機意識の欠如の何物でもありません。ただでさえ介護職員の年収は全産業平均に比べて80万円ほど低く、低賃金・重労働の典型で、慢性的な人手不足です。介護職員が不足するとサービスが受けられない介護難民が生まれ、その先にあるのは、家族への介護の負担、それが介護離職やビジネスケアラー、ヤングケアラーとつながるのです。

さらに、訪問看護、いわゆるヘルパーに関しては報酬の引下げが発表され、現場から怒りの声が上がっています。ヘルパー事業者は４割が赤字と言われ、2023年、倒産件数は過去最多を更新、有効求人倍率は15倍、平均年齢は54歳と、介護業界の中でも特に人手不足で、絶滅危惧種とも言われております。国は、住み慣れた在宅、地域での介護、いわゆる地域包括ケアシステムを方針に掲げており、その上で必要不可欠であるヘルパーを報酬引き下げするのは、全くもってあり得ない話です。

同じように地域包括ケアに重要な役割を担うのがケアマネジャーですが、こちらも人手不足が深刻化しています。私が現場でケアマネと話していても、求人をかけてもなかなか応募がない。人手不足で業務負担が増していると切実な声をいただいております。原因はやはり低賃金であり、近年、介護職員の処遇改善は少しずつですが進んでいる中で、実はケアマネの処遇は改善されず、長年放置され続けている現状がございます。

日本介護支援専門員協会の調査によると、ケアマネの77％が「賃金が業務に見合っていない」と回答し、見合う賃金と現在の賃金に100万円近い差があるという結果が出ております。このように、割に合

っていない仕事と判断された結果、ケアマネを離職した方の６割はその後他業種へ転職してしまい、人手不足に陥っています。

と、ここまで日本の介護現場の絶望的な状況の問題点を指摘してきましたが、我が品川区に目を転じてみたいと思います。「子育てはピカー。でも、福祉分野では23区でワーストクラスの常連」と言われていた福祉後進区でしたが、近年、グループホームの新設や、来年度予算でも福祉予算が、子育て予算ほどではないですが少しずつ拡充され、うっすら希望が見えてきました。来年度新設予定の介護職員等居住支援特別手当は、都が実施するスキームに上乗せし、品川区が独自に介護職員やケアマネに月１万円の手当てを行うもので、これにより、都と区の合計で月２万円から３万円の賃上げとなります。介護職の処遇改善が進むことは、一介護職員として喜ばしく思いますし、議会で一緒に声を上げてくださった区議の皆様には感謝申し上げます。また、区の取組も評価いたします。

その一方で、全産業平均の賃金にはまだまだ及ばないことに歯がゆさも感じております。そこで、区長へお伺いします。介護サービスを持続可能なものにしていく上で、このような区の独自の支援策は重要であり、介護労働者と介護事業者をセットで底上げし、介護業界に携わる全ての方が安心して長く働ける環境を整えることが、介護サービスの充実につながり、介護難民を減らし、ひいては区民のウェルビーイングにつながると考えます。今回は、介護職員やケアマネなど労働者の支援が行われましたが、今後、介護事業者への支援を区としてどのようにお考えでしょうか。

介護報酬の性質上、23区であれば料金はほぼ統一化されてしまうので、家賃の高い品川区の介護事業者は、相対的に経営が厳しくなりがち。民間の新規参入は少ないように感じます。また、上大崎など品川区の中でも特に賃金の高い地域は採算が取りづらいため、民間の介護施設が少なく、その地域の高齢者が介護難民になりやすいという問題もあります。そういった点の改善策も含めてお伺いできればと思います。

次に、疲弊する家計の支援についてです。

この１年で消費者物価指数は３％上昇。日用品ほど値上がりしており、肌感覚では10％から15％ほど高くなっていると感じております。物価高も相まって、名目賃金は21か月連続でマイナス。多少お給料が増えても、物価の上昇に全く追いついていない厳しい状況が２年近くも続いています。昨年10月にインボイス制度も始まり、小規模事業者やフリーランスの方も大きな打撃を受けております。

昨年６月に東京都が行った調査では、過去と現在を比較して「暮らしが苦しくなった」と回答した方が49％、半数にも上りました。その理由の１位は「家族の増加や物価の上昇などで毎日の生活費が増えた」というものです。また、現時点で「暮らしに余裕がない」と答えた方は52％、これからの暮らしについては「苦しくなる」と考えている方が52％、「楽になる」は僅か４％となっており、つまり、半数の区民が過去より今の生活が厳しくなっていて、未来はさらに厳しくなると将来を悲観しているんです。

物価高だけではなく、税金も上がっております。税の国民負担率は、令和５年度で47％を見込んでおります。つまり、本来稼いだお金の半分が消費税や社会保険料などで徴収されています。20年前は34％なので、当時と比べて、国民の税負担率は約1.5倍上昇。我々の使えるお金はどんどん目減りしているのが現状です。2019年に消費税が10％になり、2020年からはコロナ禍となり、そして２年近く続く物価高。これほど国民の暮らしが厳しい状況はもはや国難と言えます。

こんなときは、もしものときに備えていた区の貯金を使って区民の生活を底上げしていくべきと考えます。前例はあります。品川区は、2020年にコロナにより傷んだ家計の下支えのために区の貯金である財政調整基金を取り崩し、全区民に１人当たり３万円、中学生以下に５万円を給付しました。当時の東

京新聞の記事を抜粋いたします。「発案した自民党の思惑どおり、３万円給付は世間にインパクトインパクトを与えた。区議会の実力者として知られる自民党の石田秀男幹事長は、『反響の大きさは20年以上の議員生活で断トツ。ＳＮＳにすごい数の「いいね」が付いた』と興奮気味に語った」と書かれております。今なら、もっと多くの「いいね」がつくことは確実でしょう。

令和４年度には区の基金は46億円積み増しされており、基金の合計は960億円となっております。品川区は、住民税非課税世帯や低所得者への支援を積極的に行っており、すばらしいことではありますが、この国難の状況下では、現役世代も含めて全世帯の家計が逼迫しております。今は、貯金より給付こそが区民のウェルビーイングの特効薬です。給付を含めた全世帯への支援をどのようにお考えか、区長の見解をお聞かせください。

次は、羽田新飛行ルートについてです。

昨年夏に区長公約で行われた品川区民アンケート。その結果から、何と区民の半数のウェルビーイングを１円も使わずに向上させる方法を発見しましたので、区長に取り急ぎ報告いたします。それは、羽田新飛行ルートの中止です。なぜなら、新飛行ルートにより「影響を受けている」と答えた区民は44.5％に上り、さらに、68.1％がルート直下にお住まいの方との結果が出ております。つまり、ルート直下にお住まいの方の多数が、騒音や落下物の不安により、ウェルビーイングを阻害されていることが分かりました。

私が生まれ育ち、今も住んでいる東大井もルート直下のため、地元の方から多くの怒りと苦情の声をいただいております。区長は、このアンケート結果を携えて昨年12月に国交省を訪れ、大臣に要望書を手渡ししました。その際の区長の声明を読み上げます。「区民アンケートの速報結果を踏まえ、現在、国土交通省において検討が進められている固定化回避を含め、区民負担軽減につながる取組を提示し、実施することを求める」。この文章ですと、区長の新ルートに対するスタンスや熱量が分かりにくいなと感じます。

そこで、お伺いします。新飛行ルートにより、約半数の区民に悪影響が出ていると民意がはっきりと示されたアンケートを踏まえて、区長のお考えがどう変化したのか。区民のウェルビーイングのために国にはっきりと反対と言うのか。もしくは、区民アンケートの結果に関係なく、濱野前区長の路線を継続されるのか。区長のお考えをお示しください。

なお、区長においても、区議においても同様ですが、我々は、漏れなく品川区民の投票によって選ばれた区民の代表者としてこの場にいます。国が決めることだからと遠慮をする必要は一切ございません。区民の声を国に届けるのも我々の大切な仕事です。国に言われるがままでいいのであれば、品川区議会の存在意義も問われます。新飛行ルートによってウェルビーイングを阻害されている多くの区民は、区民の代弁者として、区長が先頭に立って国に新飛行ルート反対の声を上げてほしい、その姿勢が大きな希望になる、そう考えているはずです。ご回答のほど何とぞお願いいたします。

続きまして、人権侵犯問題についてです。品川区の学校で子どもへの人権侵犯が行われているとしたら、子育て中の母でもある区長には決して見過ごすことができないことだと思います。そんなお話をします。

それは、品川翔英高校で起きている生徒への人権侵犯です。区民の皆様には、小野学園と言ったほうがなじみがあるかもしれません。小野学園女子高校は、４年前に品川翔英高校に名前を変更し、共学化されました。その際に、校則なし、定期テストなし、生徒の自主性を重んじる校風を売りにして生徒を募集したことで人気を博し、共学化する前は69人だった入学者が、共学１年目、2020年には277人、２

年目には何と818人となり、これが300人の募集に対して2.7倍と異常な数字となり、教室も足りない、教師も足りない、入学式は３回行うなど、生徒の学びの環境よりも利益を優先させるかのような学校の無計画な運営のために大混乱が生じ、都から指導を受けた過去があります。

その品川翔英で今大きな問題となっているのは、生徒への人権侵犯問題です。例えば、校則なしとうたっていたため、髪色や装飾品に自由が認められていたはずが、学校側は生徒への指導を徐々に強めていき、ドレスコードという指導を一方的に開始します。ドレスコードとは、高校生らしい格好をせよというもので、生徒の身なりの全てを細かく制限する事実上の校則です。しかし、学校は校則ではないと主張しています。

ドレスコードチェックのために毎朝教師が校門に立ち、違反している生徒を呼び止めて、一覧表に名前を記入させるという指導を行っています。恐らく今朝も行われているはずです。学校側は、ドレスコード違反を繰り返す生徒に対し、大学への推薦を出さないと圧力をかけたり、少し問題行動を起こすと、話を殊さら大げさにして、生徒の言い分や反省の声を聞く場を設けずに自主退学を迫り、辞めたくないと懇願する生徒を問答無用で退学させたという事案を、去年だけで２件保護者から相談を私は受けております。また、ドレスコードを含めた常軌を逸した学校の指導に不信感を募らせ、自ら退学していった生徒は、10名以上を私も確認しております。

もう一つ人権侵犯は、防犯カメラです。学校は、校内で盗難事件が起きたことをきっかけに防犯カメラの設置を検討。生徒や保護者へ丁寧な説明や同意を得ぬまま、開始日も告げずに、教室や廊下、学校の至るところにカメラを設置しました。現在は撤去されましたが、当初は更衣室にも予告なく設置されており、このカメラは録画機能も備わっていることから、更衣室の映像が保存されている可能性も否定できず、犯罪性をはらむ大きな問題です。さらに、生徒の行動や会話を録画することで、学校に不都合な言動をしている生徒を割り出し、指導しているといった疑惑もあり、防犯ではなく生徒を監視するためにカメラが使われている疑いがあります。

そのほかにも多岐にわたる生徒への人権侵犯の疑惑があり、一向に改善が見られないため、昨年８月に在校生が人権救済の申立てを弁護士会へ行い、12月に文科省で行われた会見には多くのメディアの取材が入り、品川翔英高校の生徒に対する人権侵犯は、複数の新聞、テレビで取り上げられ、日本中に知れ渡ることとなりました。

品川翔英は私学であるため、教育方針については行政が口出しすることは難しいかもしれません。しかし、今起こっていることは、生徒、子どもへの人権侵犯であり、また、虚偽の募集要項で生徒を募ったり、合理的な理由なく一方的に契約を解除。つまり、退学させた消費者契約法違反の疑いです。23区で唯一の人権尊重都市宣言をしている品川区として、看過できない事態だと感じています。

昨年の９月に行われた小野学園創立90周年式典には区長も参加し、祝辞を述べられたと伺っております。もちろん、当時の区長はこれらの問題を知る由もありませんので、何の問題もありません。しかし、今、こうして問題が可視化されました。子どものウェルビーイングのためにも、品川区で起きている子どもの人権侵犯の問題について、区長の受け止めをお伺いできればと思います。

最後に、インボイスについてです。

昨年10月に実施されたインボイス制度によって、小規模事業者やフリーランスなど多くの区民に直接的な影響があり、また、一般区民にも価格の値上げとして影響が出ております。これは、明らかなウェルビーイングの阻害要因であります。率直に区長はこのインボイス制度についてどうお考えでしょうか。賛成か反対か、ご意見をお伺いできればと思います。

以上、私、やなぎさわ聡の一般質問でした。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔森澤区長登壇〕

○森澤区長　やなぎさわ聡議員の一般質問にお答えします。

私からは、介護についてお答えします。

2025年には団塊の世代が全て75歳以上、後期高齢者となる中にあって、高齢者を支える介護の担い手の確保が喫緊の課題であると認識しております。そうした中、区では、令和６年度からの第九期品川区介護保険事業計画において、「できる限り住み慣れた地域・我が家で暮らす」を高齢者介護の目指すべき在り方として定め、８つのプロジェクトを推進する中で、その中の１つに「多様な福祉職員の確保・育成と介護現場の生産性向上」を掲げているところです。

福祉人材の確保については全国的な課題ではありますが、区においても今後、サービス需要量の増加が見込まれる中、介護職員の確保を重要な課題として捉え、継続して品川介護福祉専門学校における人材の育成を図るとともに、新たに介護人材の処遇改善のための区独自の手当を創設するなど、多様な支援を図ってまいります。また、ＩＣＴやセンサーなどを活用した業務効率化と質の向上に資する支援の充実にも努めてまいります。

介護事業者に対しては、これまでもコロナ禍や物価高騰に対する支援等を行ってきましたが、さらに今回創設する区独自の手当制度などが、処遇改善はもとより、介護事業者にとりましても、人材の定着促進という観点から安定的な運営等に資するものと考えております。今後も、区内介護事業者と十分に意見交換を行いながら、よりよいサービス提供のために必要な支援の在り方について検討を行ってまいります。

〔久保田企画部長登壇〕

○久保田企画部長　私からは、給付金を含めた全世帯への支援と、インボイス制度についてお答えします。

初めに、全世帯への支援についてです。令和５年度は影響が特に大きい非課税世帯や低所得者世帯、ひとり親世帯などの区民を対象に給付金を支給いたしました。さらに、全世帯への経済対策として、春季プレミアム付区内共通商品券のプレミアム率および総額を拡充し、通年より前倒しで実施いたします。また、キャッシュレス決済ポイント還元事業では、全額一般財源を用いて令和６年度早期に取り組むなど、年度をまたいだ切れ目のない経済対策を実施してまいります。今後も、区民の生活状況等の把握に努めるとともに、国や東京都の動向等を注視しながら、区民に最も身近な基礎自治体として各種支援策を推進してまいります。

続きましては、インボイス制度についてお答えします。インボイス制度は、取引の正確な適用税率と消費税額等を把握するために導入されたものであり、国において議論されるべきものと考えております。

〔中村都市環境部長登壇〕

○中村都市環境部長　私からは、羽田新飛行ルートについてお答えをいたします。

令和５年12月１日には、区長が国土交通省を訪問しまして、ルート下近傍での騒音による影響が大きいとするアンケート結果の速報を踏まえ、固定化回避検討会において、区民負担軽減につながる取組を提示し、実施することを大臣に直接求めました。大臣からは、「重いアンケートであり、しっかり受け止め、検討する」と応じていただきました。区としましては、引き続き国に対し、区民負担軽減につながる方策の実施を強く求めてまいります。

〔堀越総務部長登壇〕

○堀越総務部長　私からは、私立学校に関するご質問にお答えいたします。

私立学校については、区は直接指導・監督する立場にはありませんが、区内在学の生徒さんから区にご相談などがある場合は、関係する窓口などを通じ、所管する東京都などにつないでまいります。

○やなぎさわ聡議員　ご答弁ありがとうございます。自席にて質問させていただきます。

まず、介護について。今後とも区内介護事業者と検討を重ねていただけるということで、ぜひ現場の声をより聞いていただければと思います。やはりなかなか現場の声が届いていないなというような声もいただいておりますし、私も、今の段階でも現場の方と接しているのでよくその辺を感じておりますので、お願いします。

インボイス制度については、国で議論されているということは当然承知しているんですけれども、区長のお考えをちょっとお聞かせいただければというような質問でございました。その辺のご答弁をもう一度いただければと思います。

あと、羽田においてなんですけれども、引き続き国に強く求めるということなんですけれども、これについて何をどのように求めていくのかということや、やはり強く求めていく上でその先頭に立つのが区長になると思うので、区長の言葉で反対という言葉が聞けるのかどうかということを改めてご答弁いただきたいと思います。

最後、子どもの人権問題なんですけれども、申し上げたとおり、これは別に教育の問題じゃないんですよね。人権侵犯の問題で、特に翔平高校は品川区にありますので、通っている子どもたちというのは、品川区民じゃなくても、１日の半分は品川区で過ごすぐらいのことで、ほぼ半分品川区民と言っていいと思うんですね。今日も傍聴席に家族の方、保護者の方とかがいらして、やはり区としてどういったことをしてくれるのか、保護者や生徒が学校側と話しても平行線でなかなか埋まらないということで、ぜひ積極的にこういった問題があるということを区として受け止めて行動してほしいんですけれども、その辺の返答ももう一度いただければと思います。

〔今井福祉部長登壇〕

○今井福祉部長　私からは、やなぎさわ議員の再質問のうち、介護に関わる再質問にお答えいたします。

先ほども答弁申し上げましたとおり、介護事業者に対してもこれまでも様々な支援策は取ってまいりましたけれども、今般の人材不足という喫緊な課題を捉えまして、区内の事業者、現場で働く方の処遇改善に一歩、区として都とは別に独自手当の創設に踏み切ったところでございます。今後も十分に意見交換を行いながら、よりよいサービス提供に努めてまいります。

〔久保田企画部長登壇〕

○久保田企画部長　私からは、再質問のうち、インボイス制度についてお答えいたします。

インボイス制度は、国において議論され、令和５年10月から開始されたものであります。区としましては、これまで制度の周知を図るとともに、事業者への相談等にも対応してきたものであります。引き続き、国において議論すべきものと考えているところであります。

〔中村都市環境部長登壇〕

○中村都市環境部長　私からは、羽田新飛行ルートについてお答えをいたします。

まず、区民アンケートの結果ですけれども、「影響を受けている」、「やや影響を受けている」、合わせて44.5％、また、「影響を受けていない」、「あまり影響を受けていない」、合わせて38.4％と、そういった集計結果が出ております。そうした中で、特に騒音について88.9％の方が影響を受けていると。これは、「影響を受けている」と回答した中のさらに内数でございますけれども、そういった客観

的な数値分析結果を基に、国にそれを提示しまして、固定化回避検討会において現在技術的な検討がされているということも踏まえまして、区民負担の軽減につながる取組をその固定化回避検討会において提示し、また実施をしていただくように強く求めたものでございます。

〔堀越総務部長登壇〕

○堀越総務部長　再質問にお答えをいたします。

先ほどご答弁をしたとおり、区といたしましては、区に相談などがある場合は、関係する窓口などを通じ、東京都、それから国の機関などにつないでまいりたいというふうに考えてございます。区の窓口といたしましては、人権相談等の窓口などがございますので、そちらをご利用いただければと考えているところでございます。

○やなぎさわ聡議員　自席にて再々質問をさせていただきます。

介護のことですけれども、独自手当は本当に感謝しております。現場からも非常に喜びの声も上がっておりますので、今後ともぜひ注視して、今回介護職員の賃金は上がったんですけど、全体で、全産業が上がっているので、お互いが上がっちゃうと結局差が生まれないみたいな状況も生まれると思うので、ぜひその点も注視していただきたいというふうに思います。

インボイス制度についてなんですけれども、ご答弁と重なっていたかと思うんですけれども、国で議論されるということは承知しているんですけれども、そういったことも踏まえて区としてというか、区長の口から何か言っていただけたらうれしいなという、ちょっと一言というふうに思っております。多くの小規模事業者が苦しんでいて、それが救いになるかなというふうに思います。

あと、羽田のことに関してなんですけれども、先ほどのご答弁の固定化回避検討会とありましたけれども、結局それは行われていないですよね。そういったことで、当然私も生まれ育ったこの地元品川、地元を背負って質問しています。東大井、私の地元もルート直下でものすごい影響を受けていて、皆さん本当に困られております。そういったことで、新ルートの最大の被害者である品川区から本当に声を上げてほしいという声は多数いただいておりますので、その固定化回避検討会が行われていないわけでもあるので、その辺も含めて、区長主導でぜひ国に働きかけてほしいというように考えておりますので、ちょっとご答弁をお願いします。

あと、翔英の問題についても、相談があったら案内するというのは分かる……

○渡辺議長　質問をまとめてください。

○やなぎさわ聡議員　はい。まとめます。今、こういったものが現実に起きていて、新聞報道でも取り上げられています。区として主導的に動いていただけたらなというようなことも思いますけれども、地元というか、区長のお膝元でこういった起きているものに対しても、受け止め方をまた改めてご回答をお願いします。

〔久保田企画部長登壇〕

○久保田企画部長　私からは、再々質問のうち、インボイス制度についてお答えいたします。

インボイス制度につきましては、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、国において議論され、始められた制度でございます。区としましては、引き続き国において議論すべきものと考えているものでございます。

〔中村都市環境部長登壇〕

○中村都市環境部長　羽田新飛行ルートについてお答えをいたします。

まず、固定化回避検討会ですけれども、こちらは現在検討中ということで国からは聞いておりまして、

技術的な進展も踏まえて検討しているということで、実際に昨年の秋頃に開催予定だという説明があったんですけれども、さらに詳細な検討をしているというところで、現在それがまだ開催されていないという状況で、今後開かれるというふうに考えております。

ただ、開かれていないというところもありまして、区としましても、アンケート結果もありましたのでそれを届け、この固定化回避検討会を開催し、そしてそこで具体的な解決策、検討結果をお示しくださいというふうにお伝えをした次第でございます。

〔堀越総務部長登壇〕

○堀越総務部長　再々質問にお答えをいたします。

人権相談、人権侵犯の調査・判断は法務局が所管をしております。ですので、私どもといたしましては、区に相談のある場合には関係する所管としてご案内していくということを申し述べておりますので、そのような考え方でご対応していきたいと考えているところでございます。

○渡辺議長　以上でやなぎさわ聡議員の質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

この際、ご報告いたします。

区長から地方自治法第180条第１項の規定による専決処分の報告1件、監査委員から令和５年10月、11月および12月各月末日現在における出納検査の結果について、以上の書類が提出されましたので、これを受理し、お手元に配付してあります。

次に、日程第２から日程第26までの25件を一括議題に供します。

日程第２

第10号議案　品川区の組織改正に伴う関係条例の整理に関する条例

日程第３

第11号議案　品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

日程第４

第12号議案　品川区いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例

日程第５

第13号議案　品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第６

第14号議案　品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例

日程第７

第15号議案　品川区職員定数条例の一部を改正する条例

日程第８

第16号議案　職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

日程第９

第17号議案　品川区手数料条例の一部を改正する条例

日程第10

第18号議案　品川区立児童センター条例の一部を改正する条例

日程第11

第19号議案　品川区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

日程第12

第20号議案　品川区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第13

第21号議案　品川区社会福祉基金条例の一部を改正する条例

日程第14

第22号議案　品川区立大原児童発達支援センター条例

日程第15

第23号議案　品川区介護保険制度に関する条例の一部を改正する条例

日程第16

第24号議案　品川区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

日程第17

第25号議案　品川区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例

日程第18

第26号議案　品川区指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例

日程第19

第27号議案　品川区指定居宅介護支援等の事業の人員および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

日程第20

第28号議案　品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例の一部を改正する条例

日程第21

第29号議案　品川区道路の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第22

第30号議案　品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

日程第23

第31号議案　選挙長等の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第24

第32号議案　第二戸越幹線整備工事（下流部シールド）請負契約の変更について

日程第25

第33号議案　児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約について

日程第26

第34号議案　東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について

○渡辺議長　本件について説明願います。

〔桑村副区長登壇〕

○桑村副区長　第10号議案、品川区の組織改正に伴う関係条例の整備に関する条例について。

本案は、令和５年第４回定例会で議決をいただきました品川区組織条例の一部を改正する条例に基づく新たな組織名称および所掌事務と関連条例の規定との整合性を図るため、２条例の規定を整備するものであります。

条例の内容といたしましては、組織の名称の変更に伴い、品川区特別職報酬等審議会条例および品川区財産価格審議会条例の改正を行うものであります。

本条例は、令和６年４月１日から施行するものであります。

次に、第11号議案、品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正および個人番号を利用する事務の終了等に伴い、規定を整備するものであります。

本条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日、またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行し、個人番号を利用する事務の終了等に係る改正規定は、令和６年４月１日から施行するものであります。

次に、第12号議案、品川区いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例について。

本案は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ実効的に推進するため、いじめの相談に係る体制およびいじめに対する措置に係る体制の強化を図るものであります。

本条例は、令和６年４月１日から施行するものであります。

次に、第13号議案、品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、次にご説明いたします品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例に基づき設置する品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会推進会議の委員の報酬日額を定めるほか、組織改正に伴い規定を整備するものであります。

本条例は、令和６年７月１日から施行し、組織改正に伴う改正規定は、同年４月１日から施行するものであります。

次に、第14号議案、品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例について。

本案は、ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するため、基本理念、区の責務、推進計画の策定の手続等を定めるものであります。このほか、推進計画の策定、評価、変更その他推進計画に関する重要事項等を審議するため、区長の附属機関として品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会推進会議を設置するなど、推進体制を整備するものであります。

なお、付則において、品川区立総合区民会館条例および品川区組織条例の一部を改正する条例の一部改正を行っております。

本条例は、令和６年４月１日から施行し、推進体制に関する規定は、同年７月１日から施行するものであります。

次に、第15号議案、品川区職員定数条例の一部を改正する条例について。

本案は、児童相談所の開設準備等による増員を行う一方、行財政の見直し等による減員を行い、職員の定数を2,593人から73人増員の2,666人とするものであります。

本条例は、令和６年４月１日から施行するものであります。

次に、第16号議案、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、児童相談所の開設に先立ち、一時保護業務を開始することから、当該業務に従事した職員に対して支給する一時保護業務手当の支給対象者を改めるものであります。

本条例は、令和６年４月１日から施行するものであります。

次に、第17号議案、品川区手数料条例の一部を改正する条例について。

本案は、戸籍法が改正されたことに伴い、本籍地以外での戸籍証明書等の申請に係る手数料を定めるほか、組織改正等に伴い規定を整備するものであります。

本条例は、令和６年３月１日から施行し、規定整備に関する改正規定は、同年４月１日から施行するものであります。

次に、第18号議案、品川区立児童センター条例の一部を改正する条例について。

本案は、児童センターが他の施設と併設されている場合において、施設の一体的な管理運営を行う必要があるときに指定管理者制度を導入することができるよう、指定管理者を指定するために必要な手続を定めるものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、第19号議案、品川区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について。

本案は、こども基本法が施行されたことを踏まえ、こども施策の推進に関し必要な事項を審議することなどを子ども・子育て会議の所掌事務とするほか、会議の庶務を処理する課を「子ども未来部保育課」から「子ども未来部子ども育成課」へ変更するものであります。

本条例は、令和６年４月１日から施行するものであります。

次に、第20号議案、品川区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業ならびに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことを踏まえ、重要事項に係る書面掲示規制を見直すほか、規定を整備するものであります。

本条例は、令和６年４月１日から施行し、規定整備に関する改正規定は、公布の日から施行するものであります。

次に、第21号議案、品川区社会福祉基金条例の一部を改正する条例について。

本案は、社会福祉基金のうち障害者福祉基金について、出石つばさの家の整備費に全額充当することから、同基金を廃止するものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、第22号議案、品川区立大原児童発達支援センター条例について。

本案は、障害児等の福祉の向上を図るため、地域における障害児支援の中核的な役割を担う品川区立大原児童発達支援センターを品川区戸越六丁目16番１号に設置するものであります。

条例の内容といたしましては、本センターにおいて実施する事業、事業の利用者および利用手続その他管理運営に必要な事項について定めるとともに、指定管理者制度を活用した管理運営を行うことから、指定管理者を指定するために必要な手続を定めております。

本条例は、令和７年９月１日から施行し、指定管理者の指定に係る規定は、公布の日から施行するものであります。

次に、第23号議案、品川区介護保険制度に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、介護保険法施行令が改正されたことを踏まえ、令和６年度から８年度までにおける介護保険の第１号被保険者に係る保険料の基準額を月額6,500円とし、所得に応じてこれまで14段階としていた保険料率の区分を17段階に改めるほか、規定を整備するものであります。

本条例は、令和６年４月１日から施行するものであります。

次に、第24号議案、品川区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例、第25号議案、品川区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例、第26号議案、品川区指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例および第27号議案、品川区指定居宅介護支援等の事業の人員および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について。

これら４議案は、指定地域密着型サービス、指定地域密着型介護予防サービス、指定介護予防支援等および指定居宅介護支援等の事業に係る基準を定める厚生労働省令が改正されたことに伴い、区におけるこれらのサービスの事業の人員および運営に関する基準等をそれぞれ見直すものであります。

これら４条例は、令和６年４月１日から施行し、重要事項に係る書面掲示規制の見直しに関する改正規定は、令和７年４月１日から施行するものであります。

次に、第28号議案、品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、区民の利便性の向上を図るため、粗大ごみの廃棄物処理手数料のオンライン決済を開始することを踏まえ、排出する粗大ごみへの有料粗大ごみ処理券の添付を省略することができる特例を定めるものであります。

本条例は、令和６年４月１日から施行するものであります。

次に、第29号議案、品川区道路の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、道路構造令が改正されたことを踏まえ、自転車通行帯等の構造の一般的技術的基準を定めるほか、規定を整備するものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、第30号議案、品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例が改正されたことを踏まえ、都立学校の学校医等との均衡を図るため、補償基礎額を改めるほか、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行されることに伴い、規定を整備するものであります。

本条例は、公布の日から施行し、規定整備に関する改正規定は、令和６年４月１日から施行するものであります。

次に、第31号議案、選挙長等の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、選挙の実情および物価変動を考慮し、選挙長等の報酬額を改めるほか、職務に従事した時間が投票時間に満たない場合の報酬額を従事時間に応じて支払うことができるよう規定を整備するものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、第32号議案、第二戸越幹線整備工事（下流部シールド）請負契約の変更について。

本案は、令和２年第４回定例会で本契約の議決を、令和４年第４回定例会で契約変更の議決を、令和５年第３回定例会で契約変更の報告をいたしました第二戸越幹線整備工事（下流部シールド）請負契約におきまして、シールド到達部の補助地盤改良工法を変更する必要が生じたことなどによる契約金額の変更のほか、賃金水準および物価水準に変動が生じたことから、工事請負契約書契約条項第25条第６項の、いわゆる「インフレスライド条項」に基づく契約金額の変更を提案するものであります。

変更の内容といたしましては、契約金額を43億2,454万円から47億4,008万7,000円に改めるものであります。

次に、第33号議案、児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約について。

本案は、地方自治法第252条の７第１項の規定に基づき、児童相談所における措置費の支払い事務の一元化を図るため規約を定め、児童相談所を設置する特別区と共同して措置費共同経理課を設置するものであります。

本規約は、各区の議会において議決を経た後、令和６年10月１日からの施行を予定しております。

次に、第34号議案、東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について。

本案は、平成20年度から令和５年度まで実施いたしました後期高齢者医療に係る保険料の軽減措置を令和７年度まで延長するため、地方自治法第291条の３第３項の規定に基づき、東京都後期高齢者医療広域連合の規約を変更するものであります。

なお、今回変更する規約は、関係区市町村の議会において議決を得た後、都知事への届出を経て、令和６年４月１日からの施行を予定しております。

以上で25議案についての説明を終わります。何とぞよろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○渡辺議長　本件についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺議長　質疑なしと認めます。

なお、第16号議案、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員法第５条第２項の規定により、あらかじめ人事委員会の意見を徴しております。回答はお手元に配付の文書のとおりでありますので、朗読は省略いたします。

日程第２から日程第８まで、日程第23および日程第24の９件につきましては総務委員会に、日程第９につきましては区民委員会に、日程第10から日程第12まで、日程第22および日程第25の５件につきましては文教委員会に、日程第13から日程第19および日程第26の８件につきましては厚生委員会に、日程第20および日程第21の２件につきましては建設委員会にそれぞれ付託いたします。

次に、日程第２７から日程第35までの９件を一括議題に供します。

日程第27

第１号議案　令和５年度品川区一般会計補正予算

日程第28

第２号議案　令和５年度品川区国民健康保険事業会計補正予算

日程第29

第３号議案　令和５年度品川区後期高齢者医療特別会計補正予算

日程第30

第４号議案　令和５年度品川区介護保険特別会計補正予算

日程第31

第５号議案　令和６年度品川区一般会計予算

日程第32

第６号議案　令和６年度品川区国民健康保険事業会計予算

日程第33

第７号議案　令和６年度品川区後期高齢者医療特別会計予算

日程第34

第８号議案　令和６年度品川区介護保険特別会計予算

日程第35

第９号議案　令和６年度品川区災害復旧特別会計予算

○渡辺議長　本件について説明願います。

〔新井副区長登壇〕

○新井副区長　まず、令和５年度品川区各会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、障害者介護給付や子どもの医療費助成など追加が必要となった経費、やむを得ず予定を変更せざるを得ない経費などを基本に編成したものであります。

初めに、第１号議案、令和５年度品川区一般会計補正予算は、歳入歳出とも９億8,897万円を減額し、総額を2,034億8,287万2,000円とするものであります。

まず、歳入の主な内容についてご説明いたします。

第１款特別区税は、特別区民税を７億円増額、第９款特別区交付金は、普通交付金を11億2,000万円減額するものであります。

第12款使用料及び手数料は540万1,000円の増額で、土地建物使用料の増であります。

第13款国庫支出金は14億4,830万9,000円の減額で、主なものは、防災・安全交付金、スマートウェルネス住宅等推進事業補助金の減であります。

第14款都支出金は３億4,627万9,000円の減額で、主なものは、とうきょうママパパ応援事業補助金の減であります。

第15款財産収入は5,556万7,000円の増額、第16款寄附金は２億5,097万4,000円の増額、第18款繰越金は18億4,979万4,000円の増額、第19款諸収入は９億3,611万8,000円の減額であります。

次に、歳出の主な内容は、第１款議会費は681万円の増額で、主なものは議会運営費の追加、第２款総務費は21億6,281万8,000円の増額で、主なものは財政調整基金積立金、公共施設整備基金積立金の追加、第３款民生費は12億542万2,000円の増額で、主なものは障害者介護給付事務および国民健康保険事業会計繰出金の追加、第４款衛生費は６億2,842万円の増額で、主なものは予防接種費の追加であります。

第５款産業経済費は3,795万円の減額、第６款土木費は56億76万円の減額で、主なものは排水施設建設事業、大崎駅周辺地区再開発事業の減額、第７款教育費は６億4,209万8,000円の増額で、主なものは

義務教育施設整備基金積立金の追加、第８款公債費は417万2,000円の増額であります。

次に、繰越明許費は、住民情報システム運営費ほか７件において年度内に完了する見込みがないため、翌年度に繰り越すものであります。

次に、債務負担行為は、追加８件、変更１件であります。

続きまして、第２号議案、令和５年度品川区国民健康保険事業会計補正予算は、歳入歳出とも16億788万4,000円を追加し、総額を378億3,836万4,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、第１款国民健康保険料が９億9,956万4,000円の減額、第４款都支出金は12億4,260万5,000円の増額、第５款繰入金は11億2,244万5,000円の増額、第６款繰越金は２億5,354万9,000円の増額、第７款諸収入は1,115万1,000円の減額であります。

次に、歳出の主な内容は、第１款総務費が1,088万5,000円の増額、第２款保険給付費は12億1,596万1,000円の増額で、一般被保険者療養給付費等の追加であります。第３款国民健康保険事業費納付金は3,403万4,000円の減額、第４款保健事業費は2,288万6,000円の減額、第５款諸支出金は４億3,795万8,000円の増額であります。

続きまして、第３号議案、令和５年度品川区後期高齢者医療特別会計補正予算は、歳入歳出とも１億3,777万2,000円を減額し、総額を100億1,822万円とするものであります。

歳入の主な内容は、第１款後期高齢者医療保険料が3,056万9,000円の減額、第３款広域連合支出金は791万6,000円の増額、第４款繰入金は１億8,419万円の減額、第５款繰越金は6,584万5,000円の増額、第６款諸収入は322万6,000円の増額であります。

次に、歳出の主な内容は、第１款総務費が1,760万円の減額、第２款分担金及び負担金は１億704万9,000円の減額、第３款保健事業費は3,289万3,000円の減額、第４款保険給付費は1,975万円の増額、第５款諸支出金は、２万円の増額であります。

続きまして、第４号議案、令和５年度品川区介護保険特別会計補正予算は、歳入歳出とも８億5,658万7,000円を追加し、総額を286億1,059万円とするものであります。

歳入の主な内容は、第３款国庫支出金が300万6,000円の減額、第４款支払基金交付金は782万4,000円の増額、第５款都支出金は500万円の増額であります。第７款繰入金は３億5,015万8,000円の減額、第８款繰越金は11億9,692万7,000円の増額であります。

歳出の主な内牢は、第１款総務費が300万4,000円の減額、第３款地域支援事業費は財源更正であります。第４款基金積立金は４億1,726万6,000円の増額、第５款諸支出金は４億4,232万5,000円の増額であります。

次に、令和６年度品川区各会計当初予算にっいて、ご説明申し上げます。

本案は、区長が施政方針において申し上げましたとおり、「『区民の幸福（しあわせ）』すなわちウェルビーイングの観点から、新時代の品川を果敢に牽引する予算」として、未来を見据えた積極予算を編成するものであります。

初めに、第５号議案、令和６年度品川区一般会計予算は、総額2,036億5,600万円で、前年度当初予算に比べ、48億6,200万円、率にして2.4％の増であります。

主な款別予算の内容についてご説明申し上げます。

まず、歳入でありますが、第１款特別区税から第10款交通安全対策特別交付金までの一般財源は1,131億7,900万円で、前年度当初予算に比べ、８億3,190万円の減であります。

一般財源の主な内容は、第１款特別区税が539億5,100万円で、1.7％の減、そのうち、特別区民税は

503億8,000万円で、2.0％の減であります。第６款地方消費税交付金は110億円で、6.8％の減、第９款特別区交付金は438億円で、2.4％の減であります。

特定財源の主な内容は、第13款国庫支出金は339億4,294万6,000円で、児童手当給付金の増等により9.8％の増、第14款都支出金は188億1,673万7,000円で、児童保育費、保育所等利用多子世帯負担軽減事業費補助金の増等により12.6％の増、第16款寄附金は9,300万1,000円で、ふるさと納税寄附金の増によるものであります。第17款繰入金は156億6,817万9,000円で、財政調整基金等からの繰入増により17.1％の増、第20款特別区債は、学校改築費として14億円を計上いたしました。

続きまして、歳出であります。

第１款議会費は８億4,051万円、第２款総務費は249億3,065万5,000円で、主な内容は、デジタル推進費、新庁舎整備費、人事管理費などの総務管理費、地域活動費、文化観光費などの地域振興費および徴税費などであります。

第３款民生費は1,042億1,304万3,000円で、障害者支援費、高齢者福祉費などの社会福祉費、保育施設運営費、子育て応援費、児童相談所費などの児童福祉費および生活保護費であります。

第４款衛生費は159億3,907万2,000円で、保健予防費、健康推進費などの保健衛生費、環境対策費、リサイクル推進費の環境費および清掃費であります。

第５款産業経済費は41億9,605万円で、中小企業事業資金融資あっせん、共通商品券普及促進事業、販路拡大支援事業などであります。

第６款土木費は283億7,438万8,000円で、駅周辺等放置自転車対策事業や、やさしいまちづくり整備費などの土木管理費、道路維持費、橋梁管理費などの道路橋梁費、排水施設建設事業、水辺利活用事業などの河川費、都市防災まちづくり事業費、公園・児童遊園費などの都市計画費、住宅・建築物耐震化支援事業などの建築費、住宅費および応急活動対策費などの防災費であります。

第７款教育費は236億5,083万6,000円で、特別支援教育費、しながわ教育推進事業、就学支援費、図書館運営費などの教育総務費、学校施設建設費、給食運営費、教材教具等経費、学校環境整備事業などの学校教育費であります。

第８款公債費は、12億1,144万6,000円であります。

第９款予備費は、不測の事態への備えとして３億円を計上いたしました。

債務負担行為は、品川区土地開発公社から取得する用地費および工期等が複数年度にわたるものなどについて設定いたしました。

一時借入金は、最高額を50億円といたします。

続きまして、第６号議案、令和６年度品川区国民健康保険事業会計予算についてご説明いたします。

予算総額は365億9,188万6,000円で、前年度当初予算に比べ、1.0％の増であります。

歳入の主な内容は、第１款国民健康保険料が99億7,164万6,000円、第４款都支出金は215億6,493万8,000円、第５款繰入金は47億9,821万3,000円であります。

歳出の主な内容は、第１款総務費が13億9,034万円、第２款保険給付費は214億6,170万円で療養諸費等、第３款国民健康保険事業費納付金は131億4,981万3,000円で東京都への納付金、第４款保健事業費は３億3,370万1,000円で、特定健康診査事業費等であります。

続きまして、第７号議案、令和６年度品川区後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

予算総額は107億9,335万9,000円で、前年度当初予算に比べ、6.3％の増であります。歳入の主な内容は、第１款後期高齢者医療保険料が54億6,107万2,000円、第４款繰入金は50億4,698万6,000円、第６款

諸収入は２億5,974万8,000円であります。

歳出の主な内容は、第１款総務費が３億6,162万円、第２款分担金及び負担金は98億9,659万2,000円で広域連合への負担金、第３款保健事業費は３億2,133万7,000円で健康診査費、第４款保険給付費は１億8,550万円で、葬祭費であります。

続きまして、第８号議案、令和６年度品川区介護保険特別会計予算についてご説明いたします。

予算総額は282億3,867万2,000円で、前年度当初予算に比べ、1.7％の増であります。

歳入の主な内容は、第１款保険料が60億8,064万円、第３款国庫支出金は61億7,706万9,000円、第４款支払基金交付金は72億2,506万8,000円、第５款都支出金は40億1,278万9,000円、第７款繰入金は47億546万8,000円であります。

歳出の主な内容は、第１款総務費が９億2,153万6,000円、第２款保険給付費は253億7,675万3,000円で、居宅介護サービス等諸費、施設介護サービス費等、第３款地域支援事業費は19億1,246万3,000円で、介護予防事業、包括的支援事業等であります。

続きまして、第９号議案、令和６年度品川区災害復旧特別会計予算についてご説明いたします。

予算総額は、15億円であります。

歳入、第１款繰入金は15億円であり、災害復旧基金からの繰入れであります。

歳出、第１款災害復旧費は15億円で、災害救助事業費等であります。

以上で９議案についての説明を終わります。何とぞよろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○渡辺議長　本件についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺議長　質疑なしと認めます。

本件の審査につきましては、お手元に配付のとおり動議が提出されております。

本動議を議題に供します。

お諮りいたします。本動議のとおり予算特別委員会を設置し、これに審査事項を付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺議長　ご異議なしと認めます。よって、本件は動議のとおり予算特別委員会を設置し、これに審査事項を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第６条第１項の規定により、お手元に配付しております予算特別委員名簿のとおり指名いたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺議長　ご異議なしと認めます。よって、予算特別委員は名簿のとおり選任することに決定いたしました。

この際、予算特別委員会の正副委員長の互選のため休憩し、第１委員会室に委員会を招集いたします。

議事の進行上、暫時休憩いたします。

○午前11時48分休憩

○午後　０時01分開議

○渡辺議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に行われました予算特別委員会の正副委員長の互選結果についてご報告いたします。

予算特別委員会委員長、まつざわ和昌議員、副委員長、こんの孝子議員、副委員長、吉田ゆみこ議員、以上のとおりであります。

この際、お諮りいたします。ただいまお手元に配付してあります追加議事日程を本日の日程に追加し、直ちに議題といたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺議長　ご異議なしと認めます。よって、日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第１および追加日程第２の２件を一括議題に供します。

追加日程第１

第35号議案　品川区役所の位置を定める条例

追加日程第２

第36号議案　品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

○渡辺議長　本件について説明願います。

〔桑村副区長登壇〕

○桑村副区長　第35号議案、品川区役所の位置を定める条例について。

本案は、総合庁舎の建て替えに伴い、品川区役所の位置を「品川区広町二丁目２番５号」とするものであります。

なお、付則において、品川区役所の位置変更に関する条例を廃止するものであります。

本案につきましては、地方自治法第４条第３項の規定により、出席議員の３分の２以上の同意を要する特別議決となっております。

本条例は、規則で定める日から施行するものであります。

次に、第36号議案、品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

本案は、国民健康保険条例に所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、第１に、国民健康保険の基礎賦課額の保険料率について、所得割を「100分の7.17」から「100分の8.69」に、被保険者均等割を「４万5,000円」から「４万9,100円」に改定するものであります。

第２に、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率等について、所得割を「100分の2.42」から「100分の2.80」に、被保険者均等割を「１万5,100円」から「１万6,500円」に、後期高齢者支援金等賦課限度額を「22万円」かち「24万円」に改定するものであります。

第３に、介護納付金賦課額の保険料率について、所得割を「100分の2.20」から「100分の2.36」に、被保険者均等割を「１万6,200円」から「１万6,500円」に改定するものであります。

第４に、低所得者の保険料軽減に係る所得基準額を引き上げるものであります。

このほか、国民健康保険法が改正されたことに伴い、規定を整備するものであります。

本条例は、令和６年４月１日から施行するものであります。

以上で２議案についての説明を終わります。何とぞよろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○渡辺議長　本件についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺議長　質疑なしと認めます。

追加日程第１につきましては総務委員会に、追加日程第２につきましては厚生委員会にそれぞれ付託いたします。

次に、日程第36を議題に供します。

日程第36

請願・陳情の付託

○渡辺議長　期日までに受理いたしました請願・陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

委員会審査のため、２月28日まで休会といたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺議長　ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

次の会議は２月29日午後１時から開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

○午後０時05分散会

議　長　　渡辺　ゆういち

署名人　　新　妻　さえ子

同　　須　貝　行　宏